

## ▲税金などの特別徴収

令和8年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の仮徴収額を、4月、6月、8月に支給される公的年金から天引き（特別徴収）します。

### ▶特別徴収（仮徴収）対象者

#### ①令和8年2月に特別徴収（年金からの天引き）で納めている方（世帯）

令和8年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額及び保険料額と同じ額を、特別徴収（仮徴収）として4月、6月、8月の年金から天引きします。ただし、住民税については、原則として令和7年度に年金から天引きされた年税額の半額を、4月、6月、8月の3回に分けて天引きします。

※令和8年4月から令和9年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収（納付書または口座振替で納付）に変わります。

※通知書は、日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、令和8年2月に特別徴収した保険料額と、6月、8月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。）

#### ②令和8年4月から8月までの間に、新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方（世帯）

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方はいません。	①世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯 ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯 ③世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	①令和8年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	①令和8年2月1日までに介護保険の第1号被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方
▶問合せ 税務課課税グループ ☎28・2434	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ ☎28・0917		▶問合せ 保険課介護グループ ☎28・0100

※対象の方（世帯）には、仮徴収額決定通知書を送付します。

※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。

## ▲町税などの納付は、安心便利な口座振替をご利用ください

### ○口座振替を取り扱う金融機関

三菱UFJ銀行	尾張中央農業協同組合	西春日井農業協同組合	あいち銀行	中日信用金庫	岐阜信用金庫
名古屋銀行	十六銀行	東春信用金庫	瀬戸信用金庫	東濃信用金庫	ゆうちょ銀行

\*町近隣の金融機関の支店には備え付けの口座振替依頼書がございます。遠方の支店で申請される場合は、事前に役場1階4番税務課窓口で依頼書をお求めください。

#### 金融機関の窓口で手続きを

口座振替の申請手続きは、先の金融機関の窓口で行ってください。なお、手続きが完了するまでに、申請から3週間程度かかります。

令和8年度町税第1期（振替日：令和8年6月30日）から口座振替を希望される方は5月末までに申請をお願いします。申請日が振替日目で3週間を切っている場合は、次回以降の振替となりますのでご了承ください。

#### ▶手続きに必要な物

(1)納税（入）通知書又は納付書 (2)通帳 (3)通帳の届け出印

### ○令和8年度町税口座振替カレンダー

納期	町税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
4月		全期・第1期 振替日4月30日		
5月			全期 振替日6月1日	第1期 振替日6月1日
6月	全期・第1期 振替日6月30日			
7月		第2期 振替日7月31日		第2期 振替日7月31日
8月	第2期 振替日8月31日			第3期 振替日8月31日
9月				第4期 振替日9月30日
10月	第3期 振替日11月2日			第5期 振替日11月2日
11月				第6期 振替日11月30日
12月		第3期 振替日12月24日		第7期 振替日12月24日
1月	第4期 振替日2月1日			第8期 振替日2月1日
2月		第4期 振替日3月1日		第9期 振替日3月1日
3月				第10期 振替日3月31日

▶問合せ 税務課収納グループ ☎28・0926